

議案第56号

工事請負変更契約の締結について

平成28年第4回山都町議会定例会において議決された、重要文化財「通潤橋」保存修理工事（災害復旧）のうち、契約金額「115,992,000円」を「110,829,912円」に変更することとする。

平成30年 9月 6日提出

山都町長 梅田 穰

（提案理由）

本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年山都町条例第55号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。



仮

(請負代金額、内容変更用)

公共工事請負変更契約書

- 1 工事番号 山教生工 第 11 号
- 2 工事名 重要文化財「通潤橋」保存修理工事 (災害復旧)
- 3 工事場所 山都町城原・長原 地内
- 4 変更契約事項

変更工事請負増減額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
			△	5	1	6	2	0	8	8

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 382,377 円)

工事の内容 別冊のとおり

- 5 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
(※設計図書の変更に伴い契約書別紙に変更がある場合のみ)

平成28年12月8日付けで請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

本変更契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

平成 30 年 8 月 17 日

発注者 山 都 町

代 表 者 山都町長 梅田 稔



受注者 住 所 熊本県上益城郡山都町千滝222-1

商号又は名称 株式会社 尾上建設

代表者氏名 代表取締役 尾上 一哉



工事請負契約 変更概要

1. 工事番号 山教生工 第 11 号
2. 工事名 重要文化財「通潤橋」保存修理工事（災害復旧）
3. 工事場所 山都町 城原・長原 地内
4. 工期 平成28年12月8日～平成31年2月28日

5. 工事内容

- ・平成28年熊本地震により被災した重要文化財「通潤橋」の修理工事。工事範囲は、重要文化財の指定範囲の復旧。 <※重要文化財指定範囲> 通潤橋本体、通水管、取入口、吹上口
- ・平成30年5月7日に発生した壁石垣の一部崩落に伴う石材の回収及び当面の崩落防止の応急処置を含む。

< 工事概要 >

主な工種	主な内容	数量（変更前）	数量（変更後）	備考
直接仮設工事	索道、足場、吹上ロステージ、崩落防止処置（モルタル吹付等）	一式	一式	
土工事	被覆土の掘削・埋め戻し	一式	一式	
石工事	縁石（手摺石）の据え直し	224個	37個	
	通水石管の取り外し、製作、据え付け	6個	0個	
	通水石管の含浸処理	一式	(削除)	
	崩落石材の回収	—	一式	崩落石94個
左官工事	目地漆喰の除去	2,210m	1,014m	内目地・外目地
	目地漆喰の詰替	2,210m	634m	主に内目地
	取入口・吹上口の目地補修	80m	46m	取入口のみ
雑工事	木管の取り替え	—	1箇所	
	木管防蟻処理	—	3箇所	

6. 変更理由

- ・被覆土掘削後の被害状況確認、及び通潤橋保存活用検討委員会での検討、文化庁との協議により、修理の範囲（数量）の変更が生じたため。
- ・白蟻被害のあった木管（1箇所）の取り替え、壁石垣の一部崩落にかかる対応が必要となったため。
- ・特殊な現場条件であり、伝統工法等を用いるため、歩掛の変更が必要になったため。

【 工 事 写 真 】



写真1 被覆土の掘削後（通水石管 露出）



写真2 手摺石の積み直し（上流側右岸・左岸にて実施）



写真3 目地漆喰の詰め替え（充填）



写真4 木管の取り替え

【壁石垣一部崩落後写真】

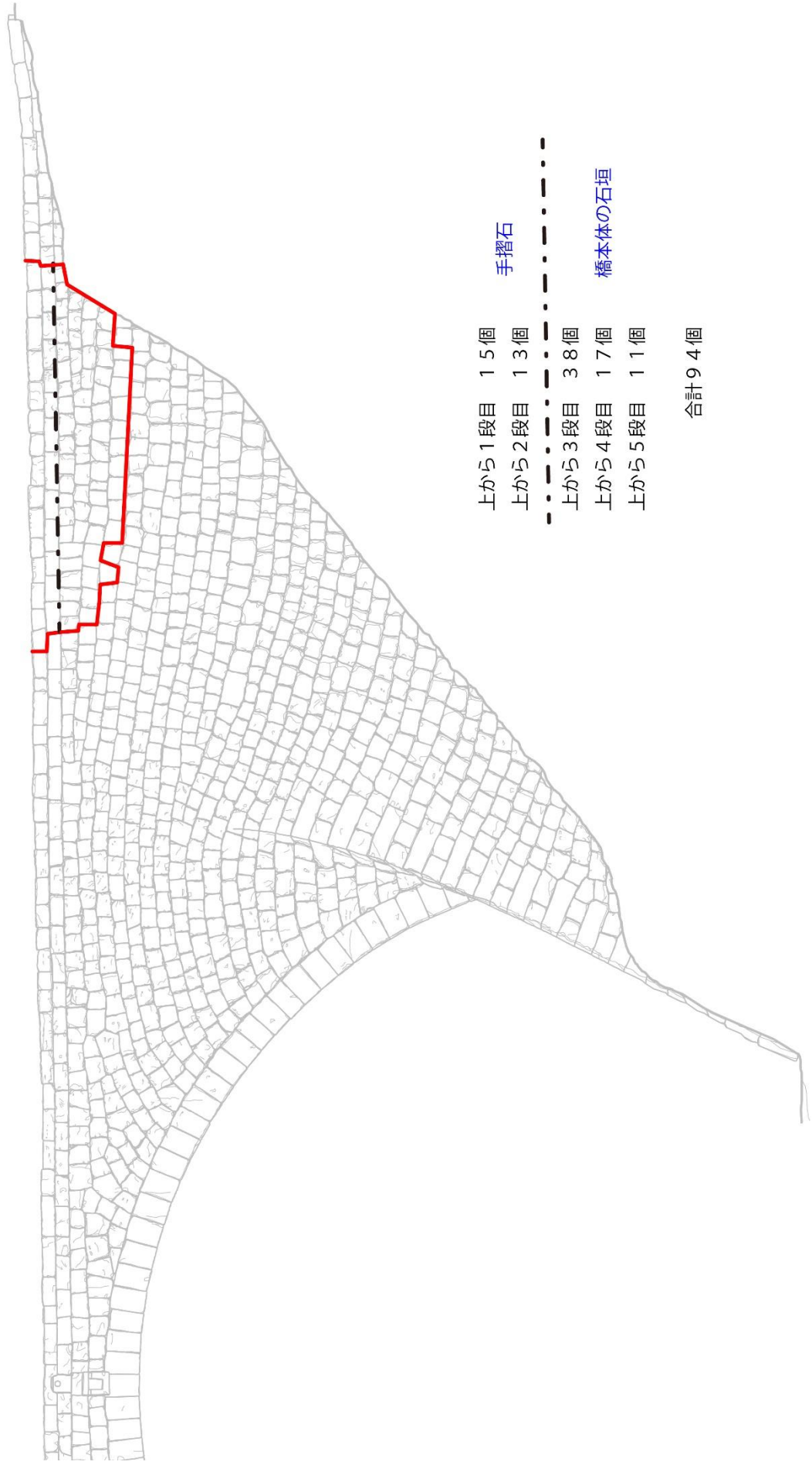


写真5 壁石垣 一部崩落直後（平成30年5月7日）

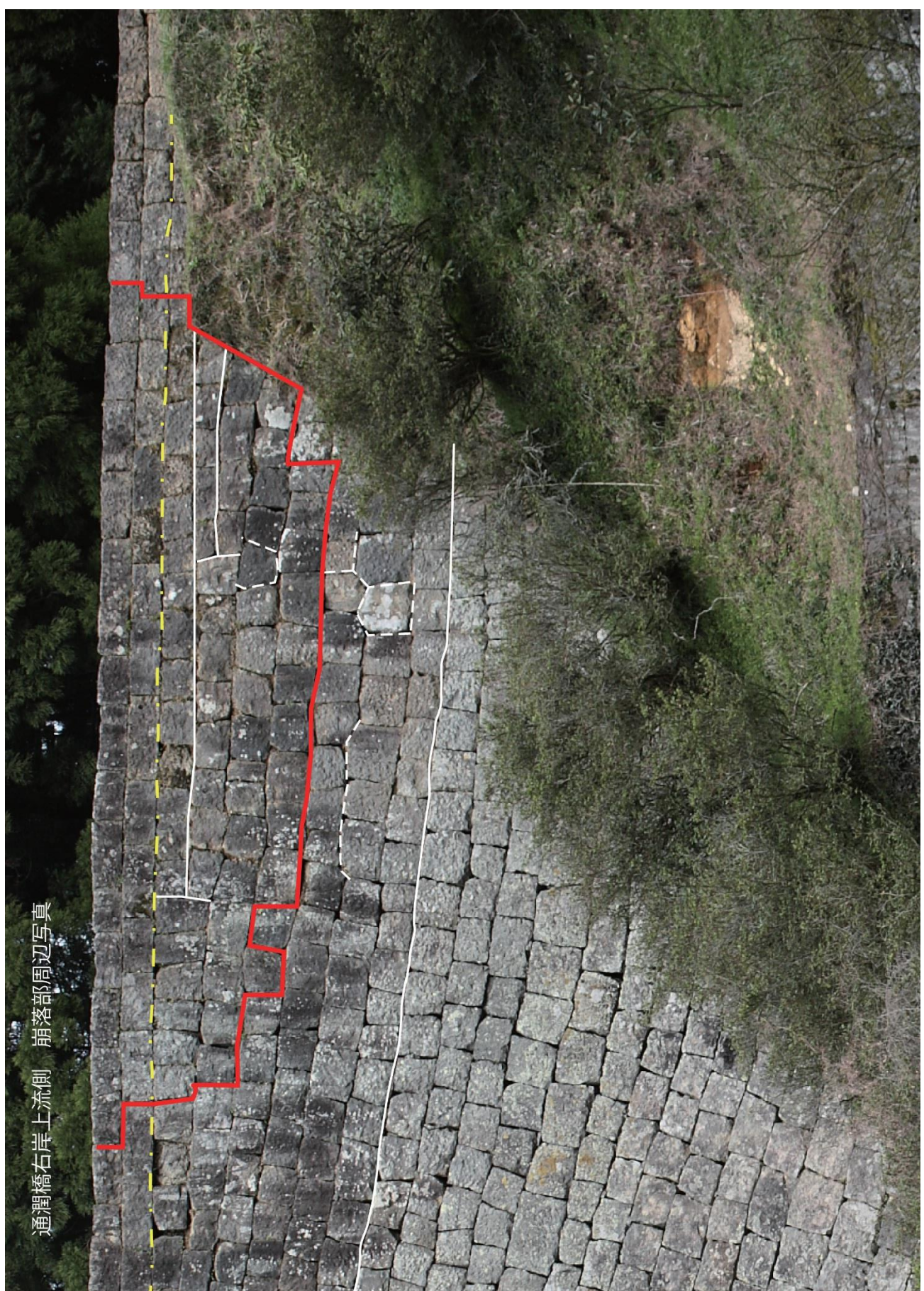


写真6 崩落防止処置（応急処置として、下から、ブルーシート、不織布、金網、モルタルを設置し崩落部位を被覆）※復旧工事の開始まで、雨水等の流入を防ぐため。

壁石垣一部崩落 範囲図



通潤橋右岸上流側 崩落部周辺写真



【関係資料】 壁石垣の一部崩落にかかる今後のスケジュール

- ・崩落した壁石垣の本格的な復旧については、平成30年度の大雨による災害復旧として、新たな事業（工事）により文化庁の補助を申請予定である。（国庫補助：85%）
- ・新事業は、平成30年12月に申請を行い、平成31年2月の交付決定を目指す。申請までに、崩落した石材の元の位置の特定を行う必要があるほか、通潤橋保存活用検討委員会（保存部会）において修理の範囲、工法等の検討を行い、文化庁とも協議を行う必要がある。

